

第34号議案

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「一般被保険者（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）」を「被保険者」に、「一般被保険者の数」を「被保険者の数」に改め、同項第2号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に、「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「並びに老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額から」を「、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（同法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）による改正前の老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額から改正法による改正前の」に改める。

附則に次の3項を加える。

（退職被保険者等所属市町村に係る特例）

- 4 法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下「退職被保険者等所属市町村」という。）について、第2条の規定を適用する場合においては、同条第2項第1号中「被保険者に係る所得及び被保険者の数」とあるのは「一般被保険者（法附則第6条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る所得及び一般被保険者の数」と、同項第2号ア中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「後期高齢者支援金の納付に要する費用の額」とあるのは「後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）の納付に要する費用の額から、法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」とす

る。

(病床転換支援金を納付する市町村に係る特例)

5 平成25年3月31日までの間、市町村(退職被保険者等所属市町村を除く。)について、第2条の規定を適用する場合には、同条第2項第2号ア中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

6 平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第4項の規定により読み替えられた第2条の規定を適用する場合には、同条第2項第2号ア中「及び後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)」とあるのは「、後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)及び病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)」と、「及び後期高齢者支援金の額」とあるのは「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。